

第1回智頭町議会定例会会議録

平成28年3月22日

(第3日)

智 頭 町 議 会

第1回智頭町議会定例会会議録

平成28年3月22日開議

1. 議事日程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 諸般の報告
- 第 3. 議案第 4号 平成28年度智頭町一般会計予算
- 第 4. 議案第 5号 平成28年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 5. 議案第 6号 平成28年度智頭町簡易水道事業特別会計予算
- 第 6. 議案第 7号 平成28年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第 7. 議案第 8号 平成28年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算
- 第 8. 議案第 9号 平成28年度智頭町公共下水道事業特別会計予算
- 第 9. 議案第10号 平成28年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算
- 第10. 議案第11号 平成28年度智頭町介護保険事業特別会計予算
- 第11. 議案第12号 平成28年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算
- 第12. 議案第13号 平成28年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算
- 第13. 議案第14号 平成28年度智頭町水道事業会計予算
- 第14. 議案第15号 平成28年度智頭町病院事業会計予算
- 第15. 議案第25号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第16. 議案第26号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第17. 議案第27号 智頭町定住促進賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第18. 議案第28号 智頭町まちづくり振興基金条例の制定について
- 第19. 議案第29号 智頭町いじめ問題調査委員会等設置条例の制定について
- 第20. 議案第30号 智頭町地籍調査標識等の管理保護に関する条例の制定について
- 第21. 議案第31号 智頭町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

- 第 2 2 . 議案第 3 2 号 議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する
条例の一部改正について
- 第 2 3 . 議案第 3 3 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につい
て
- 第 2 4 . 議案第 3 6 号 智頭町税条例の一部改正について
- 第 2 5 . 議案第 3 7 号 智頭町手数料徴収条例の一部改正について
- 第 2 6 . 議案第 3 8 号 智頭町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改
正について
- 第 2 7 . 議案第 3 9 号 智頭町介護保険条例の一部改正について
- 第 2 8 . 議案第 4 0 号 智頭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び
運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 2 9 . 議案第 4 1 号 智頭町下水道条例の一部改正について
- 第 3 0 . 議案第 4 2 号 智頭町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 3 1 . 議案第 4 3 号 鳥取県自治体 I C T 共同化広域連携協約（智頭町）の締
結に関する協議について
- 第 3 2 . 議案第 4 4 号 鳥取県行政不服審査会共同設置規約に関する協議につい
て
- 第 3 3 . 議案第 4 5 号 智頭町過疎地域自立促進計画の策定について
- 第 3 4 . 議案第 4 6 号 第 3 次智頭町行財政改革プランの策定について
- 第 3 5 . 議案第 4 7 号 第 7 次智頭町老人福祉計画・第 6 期智頭町介護保険事業
計画の変更について
- 第 3 6 . 陳情について
- 第 3 7 . 発議第 1 号 精神障がい者の交通運賃割引制度の適用を求める意見書
の提出について
- 第 3 8 . 発議第 2 号 地域医療構想について地域の実情を反映した策定を可能
とするよう求める意見書の提出について
- 第 3 9 . 智頭町選挙管理委員及び同補充員の選挙
- 第 4 0 . 閉会中の継続調査の申し出について
- 第 4 1 . 議員派遣について

1. 会議に付した事件

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 諸般の報告
- 第 3. 議案第 4 号 平成 28 年度智頭町一般会計予算
- 第 4. 議案第 5 号 平成 28 年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 5. 議案第 6 号 平成 28 年度智頭町簡易水道事業特別会計予算
- 第 6. 議案第 7 号 平成 28 年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第 7. 議案第 8 号 平成 28 年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算
- 第 8. 議案第 9 号 平成 28 年度智頭町公共下水道事業特別会計予算
- 第 9. 議案第 10 号 平成 28 年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 10. 議案第 11 号 平成 28 年度智頭町介護保険事業特別会計予算
- 第 11. 議案第 12 号 平成 28 年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算
- 第 12. 議案第 13 号 平成 28 年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 13. 議案第 14 号 平成 28 年度智頭町水道事業会計予算
- 第 14. 議案第 15 号 平成 28 年度智頭町病院事業会計予算
- 第 15. 議案第 25 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 16. 議案第 26 号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第 17. 議案第 27 号 智頭町定住促進賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第 18. 議案第 28 号 智頭町まちづくり振興基金条例の制定について
- 第 19. 議案第 29 号 智頭町いじめ問題調査委員会等設置条例の制定について
- 第 20. 議案第 30 号 智頭町地籍調査標識等の管理保護に関する条例の制定について
- 第 21. 議案第 31 号 智頭町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 第 22. 議案第 32 号 議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
- 第 23. 議案第 33 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

- 第24. 議案第36号 智頭町税条例の一部改正について
- 第25. 議案第37号 智頭町手数料徴収条例の一部改正について
- 第26. 議案第38号 智頭町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正について
- 第27. 議案第39号 智頭町介護保険条例の一部改正について
- 第28. 議案第40号 智頭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第29. 議案第41号 智頭町下水道条例の一部改正について
- 第30. 議案第42号 智頭町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第31. 議案第43号 鳥取県自治体ICT共同化広域連携協約（智頭町）の締結に関する協議について
- 第32. 議案第44号 鳥取県行政不服審査会共同設置規約に関する協議について
- 第33. 議案第45号 智頭町過疎地域自立促進計画の策定について
- 第34. 議案第46号 第3次智頭町行財政改革プランの策定について
- 第35. 議案第47号 第7次智頭町老人福祉計画・第6期智頭町介護保険事業計画の変更について
- 第36. 陳情について
- 第37. 発議第1号 精神障がい者の交通運賃割引制度の適用を求める意見書の提出について
- 第38. 発議第2号 地域医療構想について地域の実情を反映した策定を可能とするよう求める意見書の提出について
- 第39. 智頭町選挙管理委員及び同補充員の選挙
- 第40. 閉会中の継続調査の申し出について
- 第41. 議員派遣について

1. 会議に出席した議員（11名）

- | | |
|----------|----------|
| 1番 高橋達也 | 2番 大藤克紀 |
| 3番 岩本富美男 | 4番 中野ゆかり |
| 5番 平尾節世 | 6番 谷口雅人 |
| 7番 岸本眞一郎 | 8番 欠員 |

9番 徳永 英太郎
11番 大河原 昭洋

10番 石谷 政輝
12番 酒本 敏興

1. 会議に欠席した議員（なし）

1. 会議に出席した説明員（16名）

町	長	寺谷 誠一郎
副町	長	金児 英夫
教 育	長	長石 彰祐
総務課	長	葉狩 一樹
企画課	長	河村 実則
税務住民課	長	矢部 整
教 育 課	長	西沖 和己
地域整備課	長	草刈 英人
山村再生課	長	上月 光則
地籍調査課	長	岡田 光弘
福祉課	長	國政 昭子
税務住民課参事兼水道課長		藤森 啓次
福祉課参事		江口 礼子
福祉課参事		小谷 いず美
会 計 課	長	矢部 久美子
病院事務次長		寺谷 和幸

1. 会議に出席した事務局職員（2名）

事務局 長	寺坂 英之
書 記	塚越 奈緒子

開 会 午前10時30分

○議長（酒本敏興） ただいまの出席議員は11名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1． 会議録署名議員の指名

○議長（酒本敏興） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、5番、平尾節世議員、6番、谷口雅人議員を指名します。

日程第2． 諸般の報告

○議長（酒本敏興） 日程第2、諸般の報告を行います。

お手元に配付のとおり、委員会派遣の結果報告書が提出されておりますので、ご報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3． 議案第4号から日程第35． 議案第47号まで 33案一括上程

○議長（酒本敏興） 日程第3、議案第4号 平成28年度智頭町一般会計予算から日程第35、議案第47号 第7次智頭町老人福祉計画・第6期智頭町介護保険事業計画の変更についての33議案を一括して議題とします。

この33議案については、3月8日の会議において、予算特別委員会、総務常任委員会並びに民生常任委員会にそれぞれ付託しておりますので、これより各委員長の審査結果の報告を求めます。

初めに、予算特別委員長に報告を求めます。

11番、大河原昭洋議員。

○11番（大河原昭洋） 3月8日の本会議において予算特別委員会に付託された議案について、3月9日、10日、16日に委員会を、14日、15日に委員会の民生分科会、総務分科会をそれぞれ開き、慎重に審査しましたので、その結果について報告します。

今期定例会において付託を受けた議案第4号 平成28年度智頭町一般会計予算、議案第5号 平成28年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算、議案第6

号 平成28年度智頭町簡易水道事業特別会計予算、議案第7号 平成28年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、議案第8号 平成28年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予算、議案第9号 平成28年度智頭町公共下水道事業特別会計予算、議案第10号 平成28年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算、議案第11号 平成28年度智頭町介護保険事業特別会計予算、議案第12号 平成28年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算、議案第13号 平成28年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算、議案第14号 平成28年度智頭町水道事業会計予算及び議案第15号 平成28年度智頭町病院事業会計予算は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、本委員会における審査結果の報告を終わります。

○議長（酒本敏興） 委員長報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

よって、予算特別委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、総務常任委員長の報告を求めます。

9番、徳永英太郎議員。

○9番（徳永英太郎） 3月8日の本会議において総務常任委員会に付託された議案について、3月15日に委員会を開き、慎重に審査しましたので、その結果について報告します。

今期定例会において付託を受けた議案第25号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第26号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第27号 智頭町定住促進賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の制定について、議案第28号 智頭町まちづくり振興基金条例の制定について、議案第29号 智頭町いじめ問題調査委員会等設置条例の制定について、議案第31号 智頭町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、議案第32号 議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について、議案第33号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議案第36号 智頭町税条例の一部改正について、議案第37号

智頭町手数料徴収条例の一部改正について、議案第38号 智頭町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正について、議案第41号 智頭町下水道条例の一部改正について、議案第42号 智頭町固定資産評価審査委員会委員の選任について、議案第43号 鳥取県自治体ICT共同化広域連携協約（智頭町）の締結に関する協議について、議案第44号 鳥取県行政不服審査会共同設置規約に関する協議について、議案第45号 智頭町過疎地域自立促進計画の策定について、議案第46号 第3次智頭町行財政改革プランの策定については、いずれも妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、本委員会における審査結果の報告を終わります。

○議長（酒本敏興） 委員長報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

よって、総務常任委員長報告に対する質疑を終わります。

次に、民生常任委員長の報告を求めます。

5番、平尾節世議員。

○5番（平尾節世） 3月8日の本会議において民生常任委員会に付託された議案について、3月14日に委員会を開き、慎重に審査をしましたので、その結果について報告します。

今期定例会において付託を受けた議案第30号 智頭町地籍調査標識等の管理保護に関する条例の制定について、議案第39号 智頭町介護保険条例の一部改正について、議案第40号 智頭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第47号 第7次智頭町老人福祉計画・第6期智頭町介護保険事業計画の変更については、いずれも妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、本委員会における審査結果の報告を終わります。

○議長（酒本敏興） 委員長報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

以上で民生常任委員長報告に対する質疑を終わります。

日程第3、議案第4号 平成28年度智頭町一般会計予算の討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 討論なしと認めます。

直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（酒本敏興） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第5号 平成28年度智頭町国民健康保険事業特別会計予算の
討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（酒本敏興） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第6号 平成28年度智頭町簡易水道事業特別会計予算の討論
を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(酒本敏興) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第7号 平成28年度智頭町住宅新築資金等貸付事業特別会計
予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(酒本敏興) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第8号 平成28年度智頭町公共用地先行取得事業特別会計予
算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(酒本敏興) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第9号 平成28年度智頭町公共下水道事業特別会計予算の討
論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(酒本敏興) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第10号 平成28年度智頭町農業集落排水事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(酒本敏興) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第11号 平成28年度智頭町介護保険事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(酒本敏興) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第12号 平成28年度智頭町介護保険サービス事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(酒本敏興) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第13号 平成28年度智頭町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(酒本敏興) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第14号 平成28年度智頭町水道事業会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(酒本敏興) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第15号 平成28年度智頭町病院事業会計予算の討論を行

います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(酒本敏興) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第25号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(酒本敏興) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第26号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長（酒本敏興） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第27号 智頭町定住促進賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

まず、原案に反対者の討論を認めます。

4番、中野ゆかり議員。

○4番（中野ゆかり） 私は、議案第27号 智頭町定住促進賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の制定についての条例案を、反対の立場で討論いたします。

反対といいましても、若者定住を促進するための施策の一つとして賃貸住宅を建てること自体には決して反対するものではありません。しかし、条例内容に関して、まだまだ考慮しなければならないことがあるのではと思うため、あえて反対いたします。

反対の理由は、8つあります。

1つ目は、入居された方が数年間住まれた後、何らかの理由で退去された場合どうなるのかという先輩議員の質問に対し、答えが明確でなかったこと。

2つ目は、20年間住んでいただくと土地と建物を無償譲渡することになっていますが、無償譲渡された後、その方、もしくは親族が第三者に転売することも考えられます。土地も建物も町の財産です。この点について何ら記載がなく、もっと深く審議するべきと考えます。

3つ目は、本条例案を認めることにより、本町が進める移住定住策の一つである空き家バンク登録に影響が出る可能性があること。具体的には、現在、空き家バンクの賃貸物件の家賃は5,000円から7万円と幅広く、企画課によれば、平均は出しにくいものの、およそ平均は3万から4万円の家賃ではないかとのことでした。このたび建築しようとしている定住促進住宅の家賃は月額3万5,000円です。今後、空き家バンクに登録し、家を貸し出してもいいとお考えの方がおられた際、新築2階建てで家賃3万5,000円なら、長年住んだ後に貸し出す空き家は3万5,000円以下が妥当かもしれないというように、家賃を検討する際の基準の一つとなり、空き家バンク登録にちゅうちょされ、空き家を貸し出す件数の減少の要因にもなりかねないと危惧します。

4つ目は、本条例と現在本町が推進している住宅支援制度の均衡性がとれてい

ないこと。具体的には、現在本町ではさまざまな定住支援制度が設けられており、その中に住宅支援事業があります。その内容というのは、定住の目的で本町に住宅を購入した場合、もしくは町内業者との契約により住宅を新築または改築した場合に事業費の2分の1を助成するというもので、助成の限度額は100万円です。ただし、5年以上定住することを原則とし、申請日現在満45歳未満で、同配偶者が45歳未満の者とするとなっています。このたび提案の条例第27号は、定住年数が20年という条件ではあるものの、建築費は1,600万円、20年住み続けたとき支払う家賃の総額は840万円です。ということは、建築費から実際家賃として支払った差し引き金額は760万円ということになります。助成する金額の差が余りにもかけ離れ過ぎており、均衡性がとれていないと言わざるを得ません。

5つ目は、20年間、固定資産税が非課税となります。低賃金の上、固定資産税が20年間非課税というのは、町民の納得が得られるか疑問であります。

6つ目は、家賃の金額及び土地の無償譲渡に関して町民の理解が得られにくいと考えます。具体的な例をもってお伝えします。このたび建築しようとしている定住促進住宅の規模は、敷地70坪、建坪30坪の木造2階建てということです。この定住促進住宅とほぼ同じ建坪のAさんの例をお伝えします。智頭町内に建坪34坪、2階建てを新築された、子どもがいる40代のAさん家族の住宅ローンは、月額6万4,000円、35年返済ということです。月額3万5,000円を20年間支払い、家賃総額840万円を支払っただけで土地も建物も無償譲渡する本議案は、住宅ローンを抱え一生懸命支払いを続けている方々を初め、町民の方々の理解が得られにくいと考えます。

7つ目は、町営住宅の家賃との整合性がとれないと考えます。町営住宅グリーンフォレストは築20年たちます。間取りや大きさはさまざまありますが、議案第27号でこのたび建てようとする建坪とほぼ同じ31坪の家賃は7万2,800円です。町営住宅グリーンフォレストはJR智頭駅のすぐ後ろにあり、立地条件がいいにせよ、2つの物件の家賃の差は3万7,800円です。どちらも町が管理運営する住宅でありますので、家賃の整合性は考えるべきだと思います。

8つ目は、建設した後、公募はしたものの応募者がいなかった場合はどうするのでしょうか。確実に入っていただける策を考えるべきだと思います。例えば、確実に入居していただくための案として、まずは条件を提示し、公募をかけ、入居

者を決定します。その後に入居者とともに間取りを決め、入居者の希望をかなえる形で予算内で建築するという方法もあるかと思います。建てた後、入居者を公募するのは危険過ぎると考えます。

また、意見ですが、冒頭にも申しましたが、私は、定住を促進するために賃貸住宅をつくることに関しては賛成であります。智頭テクノパークに賃貸住宅が今後たくさん建ち、定住者がふえていくことは喜ばしいことです。住民の方も、この光景を見て人口がふえていくことが実感できると思います。しかし、これはあくまでずっと家賃を払い続ける賃貸住宅の場合です。しかし、20年間住んだ後は土地も建物も無償譲渡するとなれば、住民感情はどのように変化するでしょうか。守秘義務がありますので、本条例案を町民の方へお尋ねし意見聴取はしておりませんが、私はとても心配しております。

以上のことにより、議案第27号を反対いたします。

なお、もう一つ、審議の過程における意見をつけ加えさせていただきます。このたびの議案第27号を審議するに当たり、智頭テクノパークのどのあたりにどのくらいの敷地面積でどのような間取りの家が建つのか、議会に対して資料提供がありませんでした。私は直接企画課に行き、見せていただきました。本来ならば、このような情報は議会はもちろん執行部全員に提供し、共通認識のもとで議論すべきと考えます。以後、議案に対する資料の充実を申し添え、私の発言を終わらせていただきます。

○議長（酒本敏興） 次に、原案に対する賛成者の討論を認めます。

2番、大藤克紀議員。

○2番（大藤克紀） 私は、議案第27号 智頭町定住促進賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の制定について、賛成の立場で討論を行います。

本町では、人口減少や少子高齢化が急速に進行しており、その影響は、今後の税収の減少や高齢化による社会保障費の増加など、これからの町政運営を行う上での深刻な課題となることが予想されております。議会としても、これまで若者の移住定住対策が本町の最重要課題として積極的に政策提言をしてきた中で、執行部もその対策として町有地の無償提供や住宅リフォーム助成、宅地取得助成、住宅家賃助成を行うなど、若者の定住対策に取り組んでまいりました。しかし、若者世代の人口流出に歯どめがかからないということや、森のようちえんなどの政策によって移住希望者は増加傾向にあるにもかかわらず、その需要に対して住

宅を提供できない現実的課題もあります。

そこで、次の一手として、今回さらなる定住支援制度の拡充に向けて定住促進住宅の建設を行ったわけですが、この事業は議会としても平成27年度当初予算でその必要性を認めた事業であり、予算においては過疎債充当した本町にとって有利な事業でもあります。

本条例において、40歳未満の若者が20年間居住することで無償譲渡となっていますが、定住することにより20年後には固定資産税など税金が見込める内容でもあり、以上のことを総合的に勘案し試算した家賃月額3万5,000円は、子育て世代を定住させる政策として適正価格と考えます。何より、現在智頭町を離れて近隣の鳥取市などで居住している若者のUターンも見込める内容であります。適正なものであると判断いたします。

私は、この見地に立ち、本条例の制定について改めて賛成であることを申し上げ、討論を終わります。

○議長（酒本敏興） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 8名）

○議長（酒本敏興） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第28号 智頭町まちづくり振興基金条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（酒本敏興） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第29号 智頭町いじめ問題調査委員会等設置条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（酒本敏興） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第30号 智頭町地籍調査標識等の管理保護に関する条例の制定についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立 10名）

○議長（酒本敏興） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第31号 智頭町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(酒本敏興) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第32号 議会議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(酒本敏興) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第33号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(酒本敏興) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第36号 智頭町税条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(酒本敏興) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第25、議案第37号 智頭町手数料徴収条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(酒本敏興) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第26、議案第38号 智頭町立公民館の設置及び管理等に関する条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(酒本敏興) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第27、議案第39号 智頭町介護保険条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(酒本敏興) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第28、議案第40号 智頭町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(酒本敏興) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第29、議案第41号 智頭町下水道条例の一部改正についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(酒本敏興) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第30、議案第42号 智頭町固定資産評価審査委員会委員の選任について

での討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、同意です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(酒本敏興) 起立多数です。

よって、本案は、原案に同意することに決定されました。

日程第31、議案第43号 鳥取県自治体ICT共同化広域連携協約(智頭町)の締結に関する協議についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(酒本敏興) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第32、議案第44号 鳥取県行政不服審査会共同設置規約に関する協議についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(酒本敏興) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第33、議案第45号 智頭町過疎地域自立促進計画の策定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(酒本敏興) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第34、議案第46号 第3次智頭町行財政改革プランの策定についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長(酒本敏興) 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第35、議案第47号 第7次智頭町老人福祉計画・第6期智頭町介護保険事業計画の変更についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 討論なしと認め、直ちに採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、可決です。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立 10名)

○議長（酒本敏興） 起立多数です。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第36. 陳情について

○議長（酒本敏興） 日程第36、陳情についてを議題とします。

3月8日の議会において所管の常任委員会に付託した陳情について、審査が終了した旨報告がありましたので、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長に審査結果の報告を求めます。

9番、徳永英太郎議員。

○9番（徳永英太郎） 総務常任委員会における陳情についての審査結果を報告します。

3月8日に本会議において付託を受けた陳情について、3月15日、委員会を開き、慎重に審査した結果、陳情第5号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書については、趣旨採択すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（酒本敏興） 委員長報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

以上で委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（酒本敏興） 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

これから、陳情第5号 最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情書を採決します。

委員長の報告は、陳情第5号は趣旨採択です。

お諮りします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長の報告のとおり決定しました。

次に、民生常任委員長に審査結果の報告を求めます。

5番、平尾節世議員。

○5番(平尾節世) 民生常任委員会における陳情についての審査結果を報告します。

3月8日に本会議において付託を受けた陳情について、3月14日及び16日に委員会を開き、慎重に審査した結果、陳情第1号 智頭区河原町地内における道路整備等に関する陳情書(町道愛宕本線)については採択、陳情第2号 智頭区河原町地内における道路整備等に関する陳情書(町道坂原錦橋線)については趣旨採択、陳情第3号 町道穂見・戸能線幅員拡幅工事早期着工に関する陳情書は趣旨採択、陳情第4号 精神障がい者の交通運賃割引制度の適用を求める意見書提出に関する陳情書は採択、陳情第6号 TPP協定を国会で批准しないことを求める陳情は趣旨採択すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長(酒本敏興) 委員長報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 質疑なしと認めます。

以上で委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 討論なしと認めます。

以上で討論を終わります。

これから、陳情第1号 智頭区河原町地内における道路整備等に関する陳情書

(町道愛宕本線)、陳情第2号 智頭区河原町地内における道路整備等に関する陳情書(町道坂原錦橋線)、陳情第3号 町道穂見・戸能線幅員拡幅工事早期着工に関する陳情書、陳情第4号 精神障がい者の交通運賃割引制度の適用を求める意見書提出に関する陳情書、陳情第6号 TPP協定を国会で批准しないことを求める陳情を採決します。

委員長報告は、陳情第1号は採択、陳情第2号は趣旨採択、陳情第3号は趣旨採択、陳情第4号は採択、陳情第6号は趣旨採択です。

お諮りします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 異議なしと認めます。

よって、本件は、委員長の報告のとおり決定しました。

日程第37. 発議第1号

○議長(酒本敏興) 日程第37、発議第1号 精神障がい者の交通運賃割引制度の適用を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

5番、平尾節世議員。

○5番(平尾節世) 発議第1号 精神障がい者の交通運賃割引制度の適用を求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109号7項及び智頭町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提出者、智頭町議会民生常任委員長 平尾節世。

意見を朗読し、説明とさせていただきます。

厚生労働省は、平成16年の精神保健福祉の改革ビジョンにおいて、入院医療から地域生活中心へという基本方針を提示してきた。この方針により、これまで入院治療が中心であった精神障がい者の行動範囲や生活領域は拡大することとなり、公共交通機関の利用が不可欠となってきた。しかしながら、精神障がい者の所得水準は極めて低く、この交通費負担は精神障がい者本人の社会参加の機会を制限することとなり、さらに生活を支援している家族にも負担がかかっている。

一方、障がい者の交通運賃割引について、身体障がい者の外部障がい者は昭和25年、内部障がい者は平成2年、知的障がい者は平成3年より実施されているが、精神障がい者の場合は、その公共交通機関利用のニーズは他障がいと何ら変わるものではないにもかかわらず、いまだJR等の交通運賃割引制度から除外されたままになっている。

さらに、平成18年10月より精神障害者保健福祉手帳にも原則として他障がいと同様に写真を添付することとなったため、本人確認も可能になり、現在では精神障がい者を交通運賃割引制度の対象から除外する根拠もなくなったと思われる。

平成26年2月に日本は国連障害者権利条約の締結国となり、平成28年4月には障害者差別解消法が施行される。国連障害者権利条約第4条は、障がい者に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し、または廃止するための全ての適当な措置をとること、この条約と両立しないいかなる行為または慣行も差し控えること、第20条では、障がい者自身がみずから選択する方法でみずから選択するときに、かつ負担しやすい費用で移動することを容易にすることを明文化し、障害者差別解消法第1条でも、この法律は障害者基本法の基本的な理念にのっとり、全ての障がい者が、障がい者でない者とひとしく基本的人権を共有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障がいを理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とすると定められている。

このように、国連障害者権利条約の締結、障害者差別解消法も施行される中で精神障がい者を福祉制度の対象から除外することは、日本国憲法、障害者基本法、障害者差別解消法の理念、条文に照らしても不合理であり、このような状態が今後も続くようであれば、精神障がい者の社会参加へと平等への切実な願いはついてしまうのは明白である。

よって、智頭町議会は、精神障がい者の他障がい同様の交通運賃割引制度の適用を強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月22日、鳥取県八頭郡智頭町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣。

以上で説明を終わります。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから質疑並びに討論を行います。

ご質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 討論なしと認めます。

以上で質疑並びに討論を終結します。

これから、発議第1号 精神障がい者の交通運賃割引制度の適用を求める意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第38．発議第2号

○議長（酒本敏興） 日程第38、発議第2号 地域医療構想について地域の実情を反映した策定を可能とするよう求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

5番、平尾節世議員。

○5番（平尾節世） 発議第2号 地域医療構想について地域の実情を反映した策定を可能とするよう求める意見書の提出について。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第109条7項及び智頭町議会会議規則第14条第3項の規定により提出します。

提出者、智頭町議会民生常任委員長 平尾節世。

意見書を朗読し、説明とさせていただきます。

団塊の世代が後期高齢者となる平成37年（2025年）には世界に類を見ない超高齢社会を迎える我が国は、より効率的で質の高い医療提供体制を構築していく必要がある。現在、都道府県は、平成37年に向けて、医療需要と病床の必要量や、あるべき医療提供体制を実現するための施策をまとめた地域医療構想の策定を進めている。

智頭町は平成17年から、智頭病院の改築を機に、保健・医療・福祉施策を三位一体で総合的に取り組んできたところである。特に病院は90%を超える病床稼働率で推移しており、町の高齢化率も40%に迫ろうとしている中で、町民にとって病院はなくてはならない存在となっている。

このような現状の中、地域医療構想では、本町の病院病床数は大幅削減が予想されており、このことは、医療関係者はもとより、町民からも病床数削減後の在宅医療等の地域医療、介護体制の構築について強い懸念の声が上がっている。必要な病床数は、地域の実態に即して望ましい医療提供体制を検討した上で導き出されるべきである。しかし、国の推計は画一的な計算式によるものであり、このような全国一律の算出方法では、地域の実情を反映した地域医療構想の策定は困難である。実態にそぐわない現行の算定方法に基づいて既存病床を減ずる内容の地域医療構想を策定すれば、地域の医療ニーズに応じることはできなくなる。

よって、国においては、地域医療構想について一律の算定方法を押しつけることなく、地域の実情を反映した安定的な医療の提供がなされ、持続可能な病院運営が行えるよう算定方法の柔軟な運用を認めることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月22日、鳥取県八頭郡智頭町議会。提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、地方創生担当大臣。

以上で説明を終わります。

○議長（酒本敏興） 説明は終わりました。

これから質疑並びに討論を行います。

ご質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（酒本敏興） 質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 討論なしと認めます。

以上で質疑並びに討論を終結します。

これから、発議第2号 地域医療構想について地域の実情を反映した策定を可能とするよう求める意見書の提出についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第39. 智頭町選挙管理委員及び同補充員の選挙

○議長(酒本敏興) 日程第39、智頭町選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。

指名の方法は、議長が指名することにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

智頭町選挙管理委員に、藤原一實さん、竹下逸雄さん、大呂武久さん、西村剛さんを指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました藤原一實さん、竹下逸雄さん、大呂武久さん、西村 剛さんを智頭町選挙管理委員の当選人として定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 異議なしと認めます。

よって、藤原一實さん、竹下逸雄さん、大呂武久さん、西村 剛さんが智頭町選挙管理委員に当選されました。

次に、智頭町選挙管理委員補充員の指名を行います。

補充員については、あらかじめ順序を定めておかなければなりません、議長の指名の順序をもって、この順序にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 異議なしと認めます。

よって、議長が指名する順序をもって補充員の順序とすることに決定しました。智頭町選挙管理委員補充員に、向井 皓さん、大谷森一郎さん、葉狩健一さん、三輪由美子さんを指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました向井 皓さん、大谷森一郎さん、葉狩健一さん、三輪由美子さんを智頭町選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 異議なしと認めます。

よって、向井 皓さん、大谷森一郎さん、葉狩健一さん、三輪由美子さんが智頭町選挙管理委員補充員に当選されました。

日程第40. 閉会中の継続調査の申し出について

○議長(酒本敏興) 日程第40、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

総務常任委員長、民生常任委員長、議会広報常任委員長、議会運営委員長より、閉会中の継続調査の申し出が提出されております。

お諮りします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 異議なしと認めます。

よって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第41. 議員派遣について

○議長(酒本敏興) 日程第41、議員派遣の件についてを議題とします。

議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(酒本敏興) 異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第1回定例会を閉会します。

閉 会 午前11時39分

地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

平成28年3月22日

智頭町議会議長 酒 本 敏 興

智頭町議会議員 平 尾 節 世

智頭町議会議員 谷 口 雅 人